


平成27年度監査結果について

I 実地監査

II 書類監査

(参考)平成28年度監査計画

平成28年6月15日

 日本貸金業協会

監査部

I 実地監査結果について

1. 概要

- 平成27年度の実地監査は、119協会員に対し実施した(内訳：一般監査110協会員、特別監査9協会員)。
- 監査結果については、指摘のあった協会員は53協会員(前年度48協会員)で、その割合は44.5% (同39%)と前年度に比べ高くなっている。
また、指摘項目別に指摘件数を見ると、法令等違反事項は35件で前年(33件)とほぼ同水準であったが、改善事項では82件と前年度(55件)より27件増加した。この結果、全体の指摘件数は前年88件から29件増加して117件となっている。
- 指摘内容については、「書面交付」「返済能力の調査」に関するものが多く、また、指導事項では、「反社会的勢力に対する基本方針の公表」「ホームページの修正」「加入指定信用情報機関の名称の公表」「研修(周知徹底)」に関するものが多く見受けられている。
- なお、実地監査で把握した監査先協会員の管理態勢面や業務運用面における良い事例も参考情報として掲載した。

2. 実施状況

(1)実施会員数及び指摘件数

		平成27年度				平成26年度				
A	実施会員数	119会員(うち特別監査9会員)			B/A	123会員(うち特別監査14会員)			B/A	
B	指摘有の会員数	53会員(うち特別監査4会員)			44.5%	48会員(うち特別監査6会員)			39.0%	
指摘項目		指摘件数等	法令等違反事項	改善事項	(指導事項)	指摘件数等	法令等違反事項	改善事項	(指導事項)	
一般監査	貸金業法	97件	28件	69件	240件	65件	20件	45件	251件	
	自主規制関連	8件	4件	4件		5件	2件	3件		
	その他法令	6件	1件	5件		1件	0件	1件		
	小計	指摘件数	111件	33件	78件	240件	71件	22件	49件	251件
	小計	指摘有の会員数	(49会員)	(19会員)	(40会員)	(92会員)	(42会員)	(10会員)	(37会員)	(96会員)
特別監査	貸金業法	6件	2件	4件	25件	14件	8件	6件	31件	
	自主規制関連	0件	0件	0件		2件	2件	0件		
	その他法令	0件	0件	0件		1件	1件	0件		
	小計	指摘件数	6件	2件	4件	25件	17件	11件	6件	31件
	小計	指摘有の会員数	(4会員)	(1会員)	(4会員)	(9会員)	(6会員)	(3会員)	(3会員)	(11会員)
総計	C	指摘件数	117件	35件	82件	265件	88件	33件	55件	282件
	D	指摘有の会員数	(53会員)	(20会員)	(44会員)	(101会員)	(48会員)	(13会員)	(40会員)	(107会員)
		指摘有の1会員当たりの指摘件数(C/D)	2.2	1.8	1.9	2.6	1.8	2.5	1.4	2.6
		実施した1会員当たりの指摘件数(C/A)	1.0	0.3	0.7	2.2	0.7	0.3	0.4	2.3

- 「改善事項」とは、
 - ①「法令・諸規則等」に抵触していると認められるもののうち、軽微な不備で、監査期間中に改善が完了したことを確認した事案、及び監査期間中に改善に着手しており自主的な改善完了が期待できる事案。
 - ②「法令・諸規則等」で明示されている違反行為に類似した行為と判断した事案。
- 「指導事項」とは、
 - ①現行法令等に照し改善を要すると認められる事案。
 - ②抵触している「法令・諸規則等」の該当条文が努力義務規定の事案。
- 「その他法令」とは、貸金業法・自主規制基本規則以外で貸金業務に適用される法令で、犯罪による収益の移転防止に関する法律、出資法等である。

(2) 指摘内容

法令等	指摘の概要	27年度		26年度	
		法令等違反事項	改善事項	法令等違反事項	改善事項
貸金12条の3	貸金業務取扱主任者の設置要件不適合 貸金業務取扱主任者の役割発揮不十分	-	-	1	1
貸金12条の4	従業者名簿・従業者証明書の未作成 従業者名簿の記載不備	-	1	1	-
貸金13条	返済能力調査の未実施、記録不備	7	8	7	1
貸金13条の2	過剰貸付け等の禁止	5	1	2	1
貸金14条	貸付条件等の掲示不備	-	1	-	2
貸金16条の2	契約締結前書面の未交付、記載不備	6	17	5	6
貸金17条	契約締結時書面の未交付、記載不備	1	33	4	32
貸金18条	受取証書の未交付、記載不備	2	3	2	1
貸金19条	帳簿の記載不備、交渉記録の記載・保存不備	4	7	4	6
貸金21条	催告書の記載不備	-	1	-	1
貸金22条	債権証書の未返還	2	-	-	-
貸金41条の35	個人信用情報の未提供	1	-	-	-
貸金41条の36	個人信用情報の提供等に係る同意の未取得	2	1	2	-
貸金業法計		30	73	28	51
自主11条	社内態勢の未整備、社内規則の未改定	2	-	3	-
自主22条	借入意思の確認不足、記録不備	1	3	1	3
自主36条	自己振出手形等の制限	1	-	-	-
自主78条	譲渡の相手方等の選定不備	-	1	-	-
自主規制基本規則計		4	4	4	3
犯収4条	本人特定事項や取引の目的等未確認	1	-	-	-
犯収6条	取引時確認の記録漏れ	-	5	1	1
その他法令計		1	5	1	1
総計		35	82	33	55

貸金 : 貸金業法
 自主 : 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則
 犯収 : 犯罪による収益の移転防止に関する法律

(3) 指導事項の内容

指導事項の概要	27年度	26年度
反社会的勢力に対する被害の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 反社会的勢力に対する基本方針の未公表。 ・ 反社情報データベースの未構築。等 	55	47
ホームページの修正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付条件の表示に不備がある。 (担保の要否等法定事項の一部が未表示、不明確・不適切な条件表示 等) ・ 指定紛争解決機関の表示がない。 ・ 審査を行う旨、啓発文言、返済シミュレーションの表示がない。 ・ 協会番号の表示が協会推奨方式と相違する。 ・ 借入意欲をそそるなどの不適切な勧誘表現がある。等 	30	37
加入指定信用情報機関の名称の公表	25	47
研修(周知徹底) <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施記録を作成・保存していない。等 	25	17
貸付条件表の掲示内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年利率を小数点第一位まで表示していない。 ・ 主な返済の例の記載がない。等 	24	13
届出事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入検査に係る届出書の未提出。 ・ 法令等違反に係る届出書の未提出。等 	21	35
指定紛争解決機関の名称の公表	17	21
業務検証 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社内規則で定める頻度で検証を行っていない。 ・ 実施内容が形式的又は検証項目が不足している。 ・ 検証リストが自社の業務に合致していない。等 	10	7
個人情報の安全管理措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問回収時に顧客台帳等を持出しているが、持出しの記録を行っていない。 ・ 信用情報照会を行う際の操作IDパスワードが権限者により管理されていない。 	8	-
個人情報保護宣言の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護宣言を公表していない。 ・ 内容が古く協会ガイドラインに準拠した社内規則と整合していない。等 	7	3
社内規則の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪収益移転防止法の改正等に伴う事項が社内規則に未反映。等 	5	11
内部監査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部監査が形骸化している。 ・ 内部管理部門の責任者が内部監査を実施している。等 	4	6
貸金業者登録票 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大きさが法定の寸法に達していない。 ・ 登録有効期間等が更新前の内容となっている。等 	4	1
従業者名簿 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者証明書番号が誤って記載されている。等 	3	3
反社会的勢力の排除条項の追加	2	8
借入れの意思の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入申込書の本人記載欄の一部が記入漏れとなっている。等 	2	-
従業者証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯を必要とする者に交付していない。等 	1	4
取引時確認記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正犯罪収益移転防止法が求める取引目的等の確認・記録漏れ。 	-	7
重要な使用人の登録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業所等の業務を統括する者を登録していない。 	-	1
その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 除外貸付を証する書面が見当たらない。 ・ 貸金業者登録簿の業務の種類・方法が実態と相違。 ・ 債権証書を返還した旨の記録を残していない。 ・ 交渉経過記録に交渉の相手方を「先方」と記載のため特定できない。 ・ 機微情報(本籍地)を黒塗りしていない。 ・ 個人過剰貸付に係る審査過程の記録が不十分。等 	22	14
総計	265	282

(4) 管理態勢面、業務運用面等の良い事例

以下については、協会の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から、実地監査で収集した良い事例を取りまとめたものである。

① カウンセリング

- ・ 多重債務に陥った生活者の生活再建支援を目的に「サポートローン」に積極的に取り組み、生活再建のためには世帯内の共通認識が必要であり「世帯管理」の発想が不可欠との考えから、配偶者（個人情報取扱同意書取得）の同席を求め、約90分間の面談を実施している。
(クレジットカード会社・従事者100名超)
- ・ 資金使途、住宅ローン、クレジット残等を加味し、丁寧にカウンセリングしている。
(消費者向有担保・従事者10名未満)
- ・ リスク回避のため来店面談を必須条件としており、必ずカウンセリングにより無理のない貸付けを実行している。
(消費者向無担保・従事者5名)
- ・ 資金需要者などの利益の保護のために、借入れ又は返済に関する相談については、必ず、当協会支部・消費者センター等、助言その他支援を適正かつ確実に実施する団体を紹介している。
また、新規の借入れ希望者の要望に応じられない場合においても、社会福祉協議会を案内している。
(消費者向無担保・従事者2名)

② 審査精度の向上

- ・ 貸付け処理において、受付、審査、決裁の単独処理を禁止し、また、申込受付の際に行ったカウンセリング内容の詳細と可否決に対する各担当の所見を添えて決裁を受ける流れとしている。
(消費者向無担保・従事者2名)
- ・ 事業者向け貸付け契約の際、審査での必須書類として決算書3期分、棚卸資産の詳細内容及び不動産関連の評価書類等の提出を受け、全件、稟議形態にて厳格な審査を行っている。
(事業者向無担保・従事者2名)
- ・ 法人向け融資や手形割引に関して、経営者保証を取っていない。与信判断に当たっては、貸付先の資金状況や割引手形の信用度を吟味して、保証に頼らない審査を実施している。
(事業者向無担保・従事者5名未満)

③ 業務管理

- ・ 疑わしい取引が認められた場合、社内規則に則り発見部署が「疑わしい取引の届出書」を作成して内部管理室に提出し、内部管理室が関係機関への照会や届出、経営陣への報告を一元的に行う態勢が整備されている。
(消費者向無担保・従事者50名超)
- ・ 延滞者は発生していないが、「交渉経過記録」に問合せ相談～受付カウンセリング～書面交付等を記録している。
(消費者向有担保・従事者10名未満)
- ・ 特に、審査において総合的な判断及び担当者以外でも、貸付の経緯が分かるように受付時の状況や調査の内容等を詳細に記録している。
(事業者向無担保・従事者10名未満)
- ・ 立入検査等での指摘を真摯に受け止め、改善を要する事項については即座に改善を行うだけでなく、全社員への研修を実施し社内環境を整備するとともに、再発防止に向けた業務処理の見直しと点検を徹底している。
(消費者向有担保・従事者10名超)
- ・ 自宅訪問、電話による相談、住民票の取得等を交渉経過記録に丁寧に記載している。
(消費者向無担保・従事者2名)
- ・ 審査を行った全件について、他社残や決裁額、交付書面、取得書面の適切性を監査し、記録保存している。
(消費者向無担保・従事者2名)
- ・ 犯罪収益移転防止法で義務づけられている取引時確認記録を適切に実施するため、法定記載事項を網羅した記録票を独自に作成し、業務に活用している。
(手形割引・従事者5名)
- ・ 「反社情報実施記録」を備え付け、照会漏れを防止している。
(事業者向無担保・従事者2名)
- ・ 業務部門(支店・融資部・管理部)は毎営業日、各種事務の処理件数(催告書の発行件数や取引履歴開示請求の受付数など)や法令遵守の状況を「業務検証簿」に記録しており、それを業務指導室(内部管理部門)に報告する。業務指導室は、業務検証簿の記載が正確かどうかを、書類原本の実査により定期的に確認するとともに、毎月1回、検証簿の内容を取りまとめて経営陣に報告している。
(消費者向無担保・従事者20名超)

④ 業務効率

- ・ 取引時確認および疑わしい取引の届出に関する体系的な業務マニュアルを整備し、特に疑わしい取引の届出については、金融庁および経済産業省が公表している参考事例に基づく典型的な24事例、当社の届出検討基準及び担当部門を図表化し、分かりやすくまとめている。
(クレジットカード会社・従事者100名超)

- ・ 業務処理を迅速に行うため、全てのファイルに背見出しを付ける等、工夫し帳票の整理を行っている。
(建設・不動産・従事者5名未満)
- ・ 事前契約説明書が複数枚あり一見多いように思えるが、文章やレイアウトを工夫しており、初めて借入れをする人でも良く理解できる説明書としている。
(消費者向無担保・従事者30名超)
- ・ 返済能力に関する調査記録と取引時確認記録を1枚の用紙「住宅ローンつなぎ融資チェックリスト」にて作成し、必ず3名で確認を行っている。
(建設・不動産・従事者3名)
- ・ 業務指導室が策定した研修計画に基づき、月1回以上の頻度で貸金業関連法令に関する集合研修を実施している。研修後は参加者全員を対象にした理解度テスト(50問の○×式)を実施し、知識の定着を図っている。
(消費者向無担保・従事者20名超)

⑤ 個人情報管理

- ・ システム操作、メール送受信、加入信用情報機関への照会・登録、書面交付・保管等の個人情報取扱について其々に責任者(管理者)を定め、責任の明確化を図っている。
(消費者向無担保・従事者10名未満)

⑥ コンプライアンス

- ・ 社長を委員長、常務を副委員長、各部の部長を委員とする「コンプライアンス委員会」が頻繁に開催(平成26年度は73回開催)され、コンプライアンス上の懸案事項のほか、職員からの問題提起や提案事項等も取り上げ審議していることにより、担当者から経営トップまで組織内の情報共有化が徹底され、法令遵守、顧客応対及び業務処理レベルの向上に取り組んでいる。
(クレジットカード会社・従事者10名超)

⑦ システム管理

- ・ 自社の貸金業務やシステム環境、各種ライフライン(電力やインターネットプロバイダ)などを考慮した事業継続計画書(BCP)を策定し、これを全役職員に配布している。また、大規模災害等を想定し、代表者の携帯電話番号などの緊急連絡先を記載した携帯型カードを作成して全役職員に配布している。
(手形割引業者・従事者10名超)
- ・ 情報システムにおいて、役職員の操作ログ(各ユーザーのログイン・ログアウト時刻やデータベースの変更履歴、インターネットサイトの閲覧履歴など)を自動的に記録する仕組みになっている。記録された操作ログは、社長に付与された管理者IDで事後検証が可能であるため、社内不正のけん制と発見に寄与するものである。
(手形割引業者・従事者10名超)
- ・ インターネット取引の安全性を高めるため、暗号化通信(SSL)の導入や電子認証の仕組みなどの対策を講じている。
(手形割引業者・従事者10名超)
- ・ 支店及び融資部の職員が照会端末を使用して信用情報照会を行ったときには、端末操作者が「個人データのアクセス記録及び廃棄記録簿」にアクセス時刻や照会種別、照会対象者名などを記録することとしている。融資部長は、翌営業日に照会端末から「照会履歴確認回答」(指定日の操作ログが一覧表示されたもの)を出力し、記録簿の内容に漏れがないか、目的外使用に当たる照会はなかったかを検証している。検証結果は業務指導室による業務検証の対象となっており、照会端末の不正使用が起りにくい態勢が構築されている。
(消費者向無担保・従事者20名超)

⑧ 社員教育

- ・ 社長以下全役職員を対象に、毎月テーマを決めて社内規則を閲覧させ、その後、理解度テスト(10問)を実施している。テストの結果は教育担当部門(営業推進部)が集約し、間違いの多かった項目をグループウェアに掲示して社内規則の周知徹底を図っている。
(消費者向無担保・従事者50名超)
- ・ 毎月、全役職員を対象に貸金業法、事務処理規定等に係る研修を実施し、研修後に理解度テストを行っている。また、テスト結果は役職員全員が閲覧できる状態にしており、自己啓発と連携強化に繋げている。
(クレジットカード会社・従事者10名超)
- ・ 苦情・相談に関して、毎月、自社内の苦情・相談等やクレジット協会からの苦情事例等を参考に各部の代表者による研修会を開催している。その研修会において検討・見直された社内態勢等については、翌日、全社員へ周知徹底を行うなど、態勢整備においてPDCAサイクルを機能させている。
(クレジットカード会社・従事者30名超)
- ・ 各業務のマニュアルを適宜整備し、社員への周知徹底を行なうだけでなく、定期的に研修を実施している。
(消費者向無担保・従事者5名超)
- ・ 社内研修において、コンプライアンス研修と貸金業務運営及び個人情報取扱研修を代表者以下、全役職員を対象にそれぞれ年1回行っている。また、研修後に理解度テストを行い正解率75%を合格点とし、合格点に満たない場合は再テスト。それでも合格点に満たない場合は、理解が得られるまで個別研修を実施し記録している。
(消費者向住宅・従事者200名超)

⑨ その他

- ・ 手形割引の計算書とともに、手形額面から差引いた割引料、取立料を「領収証」に記載し交付している。
(手形割引業者・従事者1名)
- ・ 新規申込者には、まず「総量規制」について知っているかを確認し、知らない人には丁寧に説明している。
(消費者向無担保・従事者1名)
- ・ 極度方式貸付けに係る契約に基づきATMで弁済を受ける場合、法的要件を具備した書面が交付できるようにATMのシステムを構築。また、業務時間外で発生する障害に対しては警備会社により対応する等の態勢を整備し24時間の入出金を可能とすることにより、顧客の利便性向上を図っている。
(消費者向無担保・従事者10名超)
- ・ 顧客台帳、交渉記録等を丁寧かつ几帳面に記載している。また、研修記録には、各社員が疑問に思った事等に対して、同僚や上司が丁寧に回答した内容が記録されており、社員間の意思疎通を良くし業務処理の向上を図っている。
(事業者向・従事者5名未満)
- ・ お客様の声を事案ごとに整理し全従業員に回覧することで情報の共有化を図るとともに、お客様満足度の向上を目的とし、業務の見直し等を行っている。また、担当部署ごとに策定したコンプライアンスチェックリスト結果を6ヵ月単位で全従業員に開示している。
(クレジットカード会社・従事者50名超)
- ・ 日々の業務検証で判明した不備事項について、代表者を中心に全員で改善施策のミーティングを開催し、打ち出した施策を確実に実行に移して行く等、全員が業務に対して前向きに取り組んでいる。
(消費者向無担保・従事者5名未満)
- ・ 契約締結までには必ず顧客の事業所等に日を改めて3回出向いている。1回目は借入意志の確認・審査で、2回目は契約締結前の説明で、3回目は契約締結である。保証人に関しても、同様に、自主規制基本規則第24条第2項(人的担保を徴求して行う貸付)における、保証契約の契約締結前書面の交付時期を保証契約締結日の前日までにしよう厳格に運用している。
(事業者向・従事者2名)

Ⅱ 書類監査結果について

1. 監査結果の概要

- 平成27年度書類監査は、監査計画に基づき、全協会員を対象に昨年度に続き、重点監査方式で実施した（平成27年12月末日現在協会員1,187会員）。
- 監査結果については、指摘事項がなかった協會員の構成比は88.6%（前年度83.8%）となり、指摘件数も304件（前年度631件）と引き続き改善が進んでいる。返済能力調査に関する資料の取得や記録に関する整備が進み、また、昨年度改定された監督指針等（反社会的勢力による被害の防止、システムリスク管理態勢、経営者保証ガイドライン）への対応が改善している。
- 今回から指摘事項がない協會員及び指摘事項全件について改善が認められた協會員に「監査修了証」を交付する。また、今後の書類監査は協會員の法令遵守意識の高まりなどから内部管理態勢の整備状況が進んだことを受け、原則3年に1回の頻度で実施する。

なお、改善への対応状況によっては特別監査の実施を検討する。

*重点監査方式とは、

前年度に書類監査を受けた協會員は重点を絞り込んだ「重点監査」、協会加入後初めて書類監査を受ける協會員は内部管理態勢全般に関する「標準監査」で実施する。

(1) 監査報告書提出状況

提出状況	平成27年度(5月30日現在)		平成26年度	
	会員数	(前年増減)	会員数	(前年増減)
監査対象数	1,187会員	▲ 4.1%	1,238会員	▲2.4%
(廃業等)	▲30会員	▲50.8%	▲61会員	27.1%
評価対象数	1,157会員	▲ 1.7%	1,177会員	▲3.5%

* 監査通知発送日 平成28年1月18日（監査対象期間 平成27年4月1日～平成28年2月18日）

* 廃業等の内訳は、退会10会員、廃業18会員、除名1会員、未提出1会員。

(2) 監査結果

平成27年度 評価	会員数	(構成比)	指摘件数	(内 訳)	
				法令等に抵触	改善・見直し
法令等に抵触するおそれの指摘がある	34会員	(2.9%)	175件	90件	85件
改善・見直しの指摘がある	98会員	(8.5%)	129件	-	129件
指摘事項はない	1,025会員	(88.6%)	-	-	-
合計	1,157会員	100.0%	304件	90件	214件

平成26年度 評価	会員数	(構成比)	指摘件数	(内 訳)	
				法令等に抵触	改善・見直し
法令等に抵触するおそれの指摘がある	67会員	(5.7%)	390件	170件	220件
改善・見直しの指摘がある	123会員	(10.5%)	241件	-	241件
指摘事項はない	987会員	(83.8%)	-	-	-
合計	1,177会員	100.0%	631件	170件	461件

* 法令等に抵触するおそれがある事項とは、

貸金業法、施行規則、その他関係法令及び協会定款、自主規制基本規則に定められた事項に対し、態勢が未整備または未実施との回答があったものをいう。

* 改善・見直しの必要がある事項とは、

監督指針、社内規則策定ガイドライン等に照らし、改善が必要と認められるものをいう。

(参考) 書類監査における評価の状況(過去3カ年)

評価	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	会員数	構成比(%)	会員数	構成比(%)	会員数	構成比(%)
法令等に抵触するおそれの指摘がある	79	7	67	6	34	3
改善・見直しの指摘がある	65	5	123	10	98	8
指摘事項はない	1,076	88	987	84	1,025	89
計	1,220	100	1,177	100	1,157	100

(3) 指摘内容(法令等に抵触するおそれがある事項)

	法令等	指摘の概要	27年度	26年度
			指摘件数	指摘件数
貸金業法	貸金8条	登録事項変更等の届出態勢未整備	4	5
	貸金12条の3	貸金業務取扱主任者の指導態勢不備	1	-
	貸金12条の8	利息、保証料等に係る制限についての実態確認不備	3	1
	貸金12条の9	相談及び助言が出来る団体紹介の態勢未整備	2	-
	貸金13条	資料の未取得等返済能力調査の不備	6	33
	貸金16条の2	契約締結前書面の未交付、記載事項の不備	2	2
	貸金17条	契約締結時書面の未交付、記載事項の不備	3	6
	貸金18条	領収書の未交付、記載事項の不備	1	-
	貸金19条	帳簿の備付けの不備、交渉経過の記録不備	3	6
	貸金41条の35	個人信用情報の未提供	2	3
	貸金41条の37	指定信用情報機関の名称未公表	2	6
	施行10条の6	周知徹底(研修等)の未実施	3	2
	施行10条の7	貸金業務取扱主任者の要件不足	2	1
	施行10条の18	返済能力調査の記録不備	7	15
	施行12条の2	契約締結前書面記載事項の不備	1	1
	施行13条	契約締結時書面記載事項の不備	4	2
	施行15条	受取証書の記載事項等の不備	2	1
	施行17条	帳簿備付け期間の不足	1	-
	施行26条の25	不祥事件の届出の未提出	3	7
		-	貸金業者登録票、従業者名簿の不備等	-
	計		52	117
自主規制基本規則	定款施行6条	報告書等の未提出	1	1
	自主22条	借入意思確認の記録不備	10	6
	自主24条	保証人の調査未実施、書面の未交付	2	8
	自主32条	事業実態確認書類の未徴求	1	5
	自主66条	勧誘の未承諾及び記録不備	1	-
	自主69条	送付した書面の内容未記入	1	2
		-	法令遵守態勢の未整備等	-
	計		16	25
その他法令	犯収法	取引時確認の記録の保存不備	14	14
	紛争解決	指定紛争解決機関の名称未公表、交付書面への未記載	8	14
		計	22	28
総計			90	170

貸金 : 貸金業法
 施行 : 貸金業法施行規則
 定款 : 日本貸金業協会定款
 自主 : 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則
 犯収法 : 犯罪による収益の移転防止に関する法律
 紛争解決 : 紛争解決等業務に係る手続実施基本契約条項

(4) 指摘内容(改善・見直しの必要がある事項)

指摘の概要	27年度	26年度
	指摘件数	指摘件数
立入検査に係る届出について ・「立入検査に係る届出書」の未提出	53	36
反社会的勢力による被害の防止について ・反社情報等による審査態勢の不備 ・反社会的勢力に対する基本方針の未公表 等	38	98
個人顧客情報の安全管理措置等について ・機微情報の取り扱い態勢の未整備 ・個人情報情報の漏えいに対する態勢の未整備 ・安全管理措置に係る業務の検証の未実施 等	30	24
過剰貸付けの防止について ・貸付審査や返済能力調査に関する検証の不備 ・審査基準や審査内容の見直し未実施 ・経営者保証ガイドライン対応態勢の未整備 等	19	43
契約に関する説明について ・契約時の説明に関する実施記録の不備 等	13	27
書面の交付義務について ・債権証書返還に関する記録の不備 ・書面交付に係る業務の検証の未実施 等	7	33
取立て行為について ・業務の検証と記録保存の不備 等	5	8
貸金業務取扱主任者について ・主任者の設置状況や機能の検証と記録の不備 等	2	4
取引時確認、疑わしい取引の届出について ・取引時確認に係る業務の検証の未実施	1	7
その他 ・周知徹底の記録不備 ・内部監査結果の記録と保存の不備 ・貸付け条件表の不備 等	46	181
総 計	214	461

※ 主な特徴(改善点)

- ・反社会的勢力による被害の防止は、反社情報の事前、事後の活用が進んできている。
- ・過剰貸付けの防止においては、経営者保証ガイドラインへの理解が浸透してきた。
- ・書面の交付義務については、業務の検証態勢が整備されてきた。
- ・その他、コンプライアンス方針の策定や不祥事件への対応態勢整備、システムリスク管理態勢の整備など法令等遵守態勢の整備が進んだことにより改善が認められた。

2. 監査結果の詳細分析

(1) 指摘の状況を協会の属性に基づき分類した。

① 資本金別会員数

資本金別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
10億円以上	79	76	2	0	0	1
1億～10億円未満	121	110	7	1	0	3
1億円未満	682	603	54	11	5	9
0(個人)	275	236	29	4	3	3
合計	1,157	1,025	92	16	8	16

② 取り扱い貸付別会員数

業態別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
1.個人向け貸金業者	816	733	63	8	6	6
2.法人向け貸金業者	341	292	29	8	2	10
合計	1,157	1,025	92	16	8	16

※ 書類監査報告書の回答状況(個人向け回答または法人向け回答)により分類した。

③ 協会加入年数別会員数

加入年数別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
加入2年以上(書類監査3回目以上)	1054	958	75	8	5	8
加入1年以上(書類監査2回目)	50	35	8	3	1	3
加入1年未満(書類監査1回目)	53	32	9	5	2	5
合計	1,157	1,025	92	16	8	16

④ 登録先別会員数

登録先別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
財務局	271	261	7	1	0	2
都道府県	886	764	85	15	8	14
合計	1,157	1,025	92	16	8	16

(2) 貸付条件表の点検結果について

標準監査対象協会から貸付条件表の写しの提出を受け、記載状況等を確認した。

	27年度(新規会員)	
	会員数	構成比
指摘事項はない	44	78.6%
指摘事項がある	12	21.4%
合計	56	100.0%

(おもな指摘内容)

貸付利率を小数点第一位まで表示していない

6 会員

賠償額の元本に対する割合を小数点第一位まで表示していない

5 会員

主な返済例の内容に不備がある

3 会員

平成28年度監査計画について

本協会「監査に関する業務規則」第3条の規定により、平成28年度監査計画を下記のとおり作成したので通知します。

記

<監査方針>

本協会の監査は、監査に当たっての基本原則である「協会の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施するが、重大な法令違反に対しては厳正に対処する。

監査に際しては、監督当局や消費生活センター等の関係機関と引き続きより緊密な連携を図る。

また、実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、協会の監査に関することは「監査ガイドライン」によるものとする。

1. 監査の重点事項

本年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

- (1) 法令等遵守態勢の適切性及び経営管理機能の発揮状況 ※
- (2) 貸金業務取扱主任者の機能発揮状況
- (3) 顧客等に関する情報管理態勢の適切性
- (4) 再発防止策の検証（システム関連を含む）

※「経営管理機能」とは、法令等遵守に対する経営陣の姿勢や取り組み、内部管理部門・内部監査部門の機能発揮状況をいう。

2. 監査対象協会員等

- (1) 実地監査 一般監査、特別監査を合わせて130協会員程度を対象に実施する。
- (2) 書類監査 協会員の法令遵守意識の高まりなどから内部管理態勢の整備状況が進んだことを受け、原則として3年に1回の頻度で実施する（対象協会員は、貸金業登録の満了日を基準に選定する）。

なお、平成28年度書類監査の対象協会員は、貸金業登録満了日が、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに到来する協会員および平成28年1月以降の新規加入協会員を対象とし、平成28年度下期に行う。

以上

【参考】

◎平成28年度監査計画に基づく監査項目

1. 経営管理等
2. 法令等遵守態勢
3. 反社会的勢力による被害の防止（疑わしい取引の届出を含む）
4. 顧客等に関する情報管理態勢
5. 外部委託
6. 相談、苦情及び紛争等の対応態勢
7. 貸金業務取扱主任者
8. 禁止行為
9. 利息・保証料等に係る制限等
10. 契約に係る説明態勢
11. 過剰貸付けの防止（取引時確認を含む）
12. 広告に関する規制
13. 書面の交付義務
14. 取立行為規制
15. 帳簿の備付け等
16. 債権譲渡等
17. 営業店登録
18. 過払金支払
19. システムリスク管理態勢
20. 非営利特例対象法人

※下線 … 本年度の監査の重点事項

◎「監査に関する業務規則」

（監査計画）

第3条 本協会は、その年度の監査に当たり、監査計画を作成し、これを協会員に通知して実施する。ただし、必要があると認めるときは、監査計画に定める事項以外の事項についても、随時これを行う。

◎「監査ガイドライン」の掲載場所：本協会ホームページに掲載しています。

「ホームページ」（TOP）→「協会について」→「業務内容」→「監査ガイドライン」

（<http://www.j-fsa.or.jp/association/business/guideline.php>）

問合せは下記にお願いします。

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル

日本貸金業協会 監査部：佐々木、坂田、進藤

TEL 03-5739-3015 FAX 03-5739-3028